

# 国際会議に行こう～第8回

## 第5回アジアプロボノ会議に参加して

当会会員 金 昌浩 (61期) ●Changho Kim

### 1 アジアプロボノ会議とは

私は、現在弁護士業の傍ら、国際人権NGO ヒューマンライツ・ナウで研究員を務めている。ヒューマンライツ・ナウのプロジェクトでは、弁護士にプロボノでかかわっていただくことが多く、近年はローファームに所属する弁護士から、プロボノ活動の紹介依頼を受けることも多い\*1。

アジア地域では、近年、弁護士会、国際機関、大学のクリニック、大型法律事務所（欧米系のみならずアジアに本拠を置く法律事務所も含む）、中小の法律事務所、NGOなど、多様なアクターがプロボノ活動に取り組んでいる。

こうした多様なアクターが一堂に会してプ



宗教の自由の国連特別報告者等を務めたAsma Jahangir弁護士（パキスタン出身、前列右から2人目）、2016年度に新たに設立された性的マイノリティの国連特別報告者を務めることになるVittit Muntarbhorn教授（タイ出身、左端）、および各国の人権派弁護士との記念写真（筆者は左から2人目）

ロボノ活動の将来や課題について議論するため、2012年度から毎年1回アジアプロボノ会議が開催されている。私が今回参加した2016年度会議の開催地はバリ島であった。

会議の主催団体は、ローファーム、NGO、大学等の連合体である\*2。会議のスポンサーには、ローファームのほか、UNDP（国連開発計画）、OHCHR（国連人権高等弁務官事務所）などの国際機関や、IPBA\*3等の国際法曹団体、Open Society財団\*4、アジア財団等の財団も含まれており、国際機関関係者や、弁護士会関係者\*5も多く出席する。

また、IBA（国際法曹協会）やABA（アメリカ法曹協会）等の国際法曹団体の会議に比べると小規模の会議であるため、国際的に著名なキーノートスピーカーとの交流の機会を得やすい。

### 2 出席したセッションの概要

会議では、(i) アジア地域のローファームにおけるプロボノ発展の経緯（台湾・中国・シンガポールの事例）のほか、(ii) 「ビジネスと人権」の分野におけるプロボノ活動の可能性と課題（例えば、欧米のローファームには「ビジネスと人権」分野の専門チームがあり、国連やNGO等へのプロボノ活動が業務に役立つ面もあること、（コンフリクトがない範囲で）人権侵害を受けた当事者を代理し

\*1 これには、2015年度から、NY州の弁護士資格登録要件に、50時間以上のプロボノ活動を行うことが追加されたことの影響が大きい。

\*2 連合体のメンバーには、ローファームのほか、シンガポール大学、タイを拠点とするNGOであるBABSEA-CLE、オーストラリアプロボノセンター、法と開発パートナーシップ（英国拠点）、国境なき弁護士（ベルギー拠点）などが含まれる。

\*3 Inter-Pacific Bar Association（環太平洋法曹協会）の頭文字から成る名称であり、アジア・太平洋地域に居住する法曹もしくは環太平洋地域に高度な関心を持つ法曹が中心となって組織する法曹協会である。

\*4 投機家で慈善活動家のジョージ・ソロス氏が設立した財団で、「Open Society（開かれた社会）」の実現のため、表現の自由、差別禁止等の様々な人権問題に財政支援を行っている。

\*5 オーストラリア、シンガポール、インドネシア、ミャンマーの弁護士会関係者（プロボノ担当）とお話する機会があった。

て企業に訴訟を提起するという試みも行われていること。)、(iii) SDGs (Sustainable Development Goals, 持続可能な開発目標) の実現に向けてどのようなプロボノが必要になるか、といったセッションに参加した。

### 3 スピーカーとしての参加

これまで日本の弁護士がアジアプロボノ会議に参加した例はないとのことであるが、私は韓国のNGOで公益専門弁護士として勤務する友人からこの会議について聞き、スピーカーとして応募して参加した\*6。

私は、「Pro Bono and Social Justice Lawyering in Practice」というセッションで、日本の弁護士数の歴史的推移、日本の弁護士の伝統的なプロボノ活動モデル（弁護士数が少なかったため、一定時間を弁護団活動等の公益活動に使いながら事務所の経営を維持できた等。）、日本国内の大型法律事務所におけるプロボノ活動の取り組み（プロボノ専属のフルタイム弁護士を抱えている事務所はないこと、個人としてプロボノに取り組む弁護士はいるが欧米に比べて事務所としての組織的な支援は少ないこと等。）、ヒューマンライツ・ナウにおけるプロボノ弁護士とNGOとの協働事例、NY州の弁護士資格登録要件の50時間以上のプロボノ活動の追加に伴うプロボノ活動希望者の増加と課題等について発表を行った。

スピーカーとして参加する場合、応募段階での提案テーマの作成から、ほかのスピーカ

ーとの事前の打合せ（今回は会議の3週間前と、発表当日に打合せを行った。）、発表の準備等なかなか大変だが、その分ほかのスピーカーと仲良くなれることや（今回は、米国、インド、アフガニスタン、インドネシアの人権派弁護士と一緒に発表した。）、発表後の質疑応答を通じて自分の発表に関心を持ってくれる弁護士と意見交換できることは大きな楽しみである。

### 4 おわりに

今回のアジアプロボノ会議への日本からの参加者は、私と外資系法律事務所で働く外国法事務弁護士（原資格国はオーストラリア）の2名のみであった。韓国や中国・台湾からは、外資系のみならず国内系の大手法律事務所からも数名が参加しているのとは対照的である。2017年のアジアプロボノ会議は、10月にマレーシアで開催される\*7。次回会議には、日本の弁護士にも多く参加してもらい、アジアの他地域でのプロボノ活動についての知見を、日本におけるプロボノ活動の普及のために役立ててもらいたい。

**NIBEN**

日弁連・二弁では国際会議へ参加する若手会員に対し、費用援助等を通じた参加支援を行っております。適宜、会員サービスサイトや二弁eニュースにて募集のご案内をしておりますので、ぜひともご活用いただき、積極的に国際会議へご参加ください。  
(国際委員会)

\*6 応募してスピーカーになる場合、宿泊費や交通費は自己負担であるが、大会登録料の一部が減額される。

\*7 2017年度の会議の詳細については、右のウェブサイト在今后掲載される予定である。<https://www.probonoconference.org>